

# ▼▼▼ 基金・市債・一時借入金 ▼▼▼

家庭でいう「借金（ローン）」にあたるものです。単年度予算では賄いきれない大規模な建設事業などを行う場合に、国や金融機関などから借入れを行い、長期間にわたり返済する制度で、将来これらの施設を利用する方にも公平に負担（後年度負担）

## 市債

今後は、羽村駅西口土地区画整理事業などの大型プロジェクトの推進により、財政需要の増加が見込まれます。このため、市では、長期的な計画に基づき、基金を年度間の財源調整や計画事業の実現に向けて活用していきます。

## 基金

将来のまちづくりに備えた積立金で、家庭でいう「貯金」にあたるものです。

平成19年度末の一般会計の基金残高は、55億3079万円で、前年度と比べて2986万円増加しました。

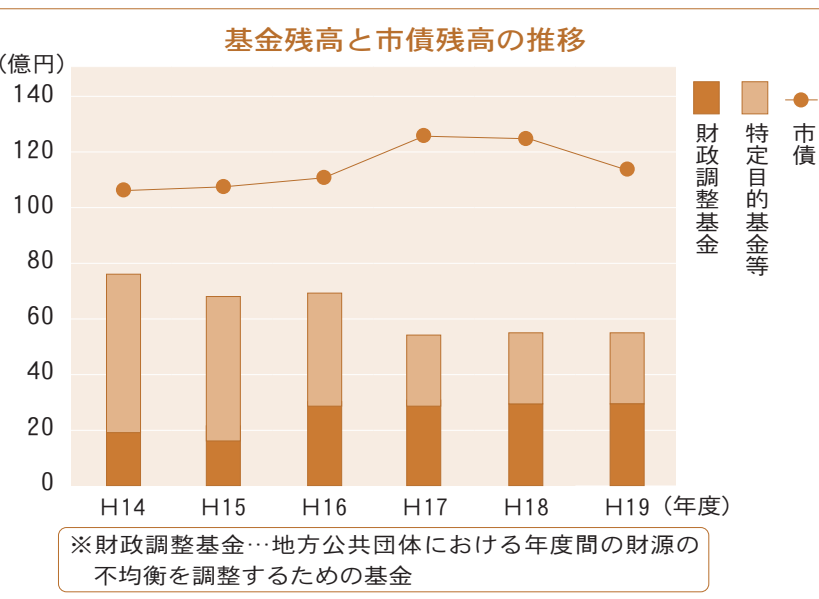
## 一時借入金

平成19年度は一時借入れを行いませんでした。大型プロジェクトの推進に伴い、今後も市債の増加が見込まれますが、財政状況に合わせて借入れを行い、計画的な財政運営に努めます。

## ◎市民一人あたりの額は

基金と市債の額を市の人口5万5639人（平成20年3月末日現在住民基本台帳人口）で割ると、

- 基金 9万9405円
- 市債 21万3217円 となります。



## 総務費



- ◆市民生活安全パトロールの実施
- ◆コミュニティバスはむらんの運行
- ◆川崎会館の改修 など

## 民生費



- ◆休日・年末保育、病後児保育の実施、認証保育所の運営支援などの保育環境の整備
- ◆「第三次地域福祉計画」の策定
- ◆羽村駅エレベーターなどの設置 など

## 衛生費



- ◆市民の健康づくりのために「健康はむら21」の推進
- ◆「酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）」の設置費助成
- ◆分別収集品目の追加によるリサイクルの推進 など

## 労働・農林・商工費



- ◆企業活動支援員による市内企業の支援
- ◆はむら花と水のまつり、風のおわら、はむら夏まつり、産業祭などのイベントの実施
- ◆水田用農道の整備 など

## 土木費



- ◆羽村駅西口土地区画整理事業の推進
- ◆都市計画道路3・4・16号線立体交差事業の推進、動物公園通りの整備
- ◆都市計画マスタープランの見直し など

## 教育費



- ◆特別支援教育支援員の配置
- ◆小作台小学校・松林小学校コンピュータ整備事業
- ◆生涯学習センターゆとろぎの運営・維持管理 など

## ▼▼▼ 財政指標から見た決算の状況 ▼▼▼

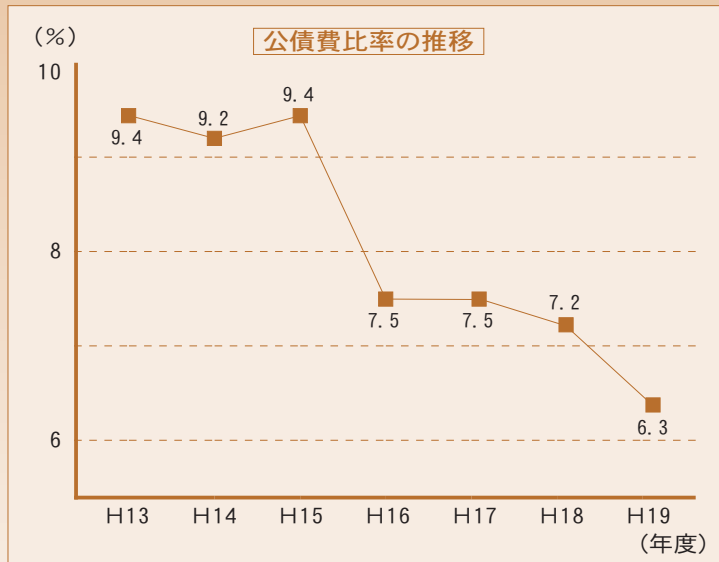
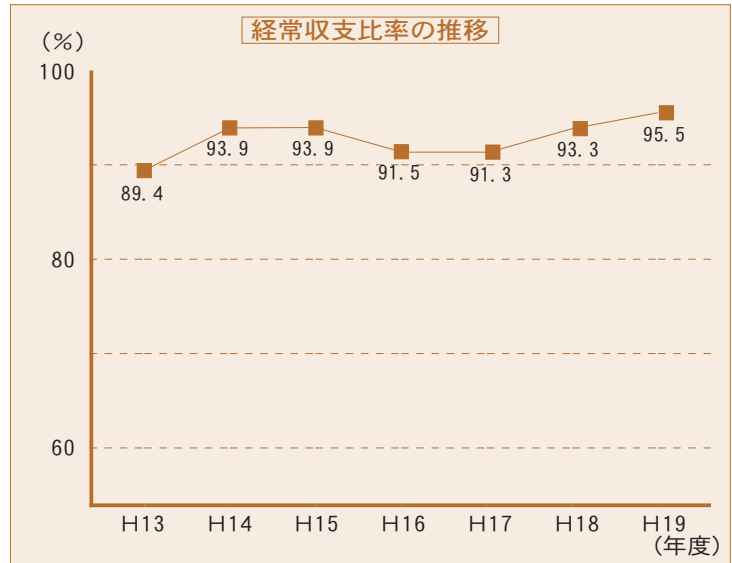
財政指標の主なものの状況は次のとおりです。

### ■ 経常収支比率

経常収支比率は、財政の弾力性を示す指標です。この数値が高くなると、財政の弾力性が失われると言われています。

平成 19 年度は前年度に対して 2.2 ポイント上昇し、95.5%となっています。

多摩地区 26 市の平均は 91.4%で、羽村市は低い方から 16 番目です。



### ■ 公債費比率

公債費比率は、財政の弾力性を見る尺度の一つです。

平成 19 年度は前年度より 0.9 ポイント低い 6.3%となっています。

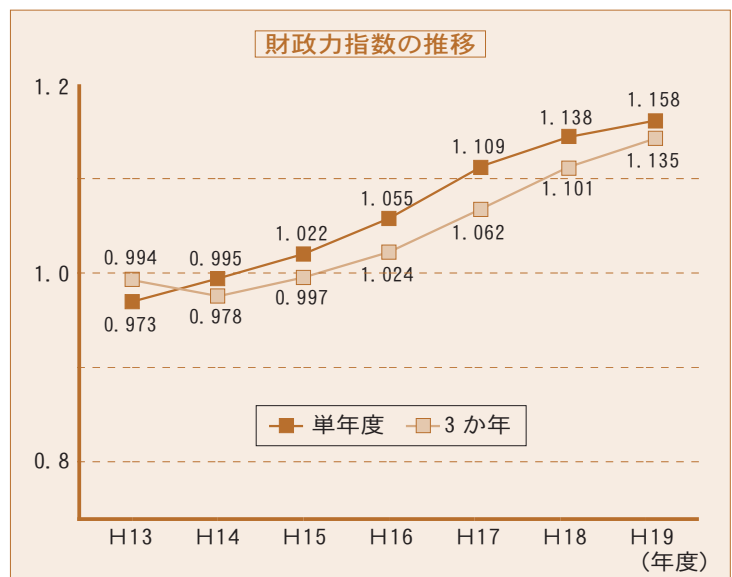
多摩地区 26 市の平均は 8.3%で、羽村市は低い方から 5 番目です。

### ■ 財政力指数

財政力指数は、財政力を表す指標です。地方交付税の算定に伴って算出される数値で、この数値が高いほど財政力があると言われ、1 を超えると地方交付税が交付されない不交付団体となります。

単年度の比較をすると、平成 19 年度は前年度に対して 0.020 ポイント上昇し、1.158 となっています。

他団体と財政力指数を比較する場合は、その年度を含めた過去 3 か年の平均値を用います。3 か年の平均値は 1.135 です。多摩地区 26 市の平均は 1.094 で、羽村市は高い方から 8 番目です。なお、単年度でも 8 番目です。



## ▼▼▼ 健全化判断比率および資金不足比率 ▼▼▼

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、自治体の財政の健全性の確保を目的に、平成 19 年度決算から市の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率および資金不足比率の公表が義務づけられました。

この算定結果により「健全」「財政の早期健全化」「財政の再生」の 3 つの段階に区分されます。平成 19 年度決算をもとに算定した羽村市の比率は、健全化判断比率は早期健全化基準（イエローカード）を、資金不足比率は経営健全化基準をそれぞれ大きく下回り、「健全」という結果になりました。

### 早期健全化基準（イエローカード）

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政の早期健全化段階となり、財政健全化計画の策定が義務付けられます。この計画は議会の議決を経て速やかに公表し、東京都知事へ報告しなければなりません。

### 財政再生基準（レッドカード）

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、財政再生団体となり、財政再生計画の策定が義務付けられます。この計画は議会の議決を経て速やかに公表し、総務大臣へ報告しなければなりません。

## ■健全化判断比率

区 分		平成 19 年度	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
実質赤字比率	一般会計などの実質赤字の比率	—	12.99%	20.00%
連結実質赤字比率	全ての会計の実質赤字の比率	—	17.99%	40.00%
実質公債費比率	公債費および公債費に準じた経費の比重を示す比率	5.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	地方債残高のほか一般会計などが将来負担すべき実質的な負担を捉えた比率	9.4%	350.0%	—

※実質赤字比率および連結実質赤字比率については、赤字額ではないため「—」となります。

## ■資金不足比率

区 分		平成 19 年度	経営健全化基準
下水道事業会計	公営企業ごとの資金不足の比率	—	20.0%
水道事業会計		—	20.0%

※資金不足額が生じないため「—」となります。



平成 13 年度決算から、「決算から見た羽村市の財政状況」や「財務諸表から見た羽村市の財政分析」などをまとめた「財政白書」を発行しています。  
市役所市政情報コーナー、図書館、市ホームページなどでご覧ください。

財政白書を  
ご覧ください

